



自民党・無所属 大阪府議団だより

令和3年9月定例府議会「一般質問」

うらべ議員が

パートナーシップ宣誓証明制度や彩都(国際文化公園都市)開発の評価と今後、コロナ禍における少子化対策、茨木寝屋川線の整備などについて質問しました。



Profile 茨木市議会

議員名 内閣府 議員名 大阪府議会事務局 議員名 議員名
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1 議員名 議員名

パートナーシップ宣誓証明制度

パートナーシップ宣誓証明制度における宣誓者の情報共有

Q うらべ議員 令和2年2月府議会での宣誓者に関する情報共有の件で府内の関係機関に制度を構築している自治体とは共有すべきではないかと質問したが、その後の宣誓者の情報共有に向けた取り組み状況は、

A 府民文化部長 宣誓者の情報共有の方向については、制度を導入している自治体の実情や課題について情報収集などを進め、連携申請防止のための情報の共有化や個人情報保護等の課題などを検討しているところです。

府によるパートナーシップ宣誓証明制度の一元的実施

大阪府が府内全体を一歩化して制度運用すべき

Q うらべ議員 現状では、パートナーシップ宣誓証明制度を導入している府内の7市において登録の交付を受けたお二人が市域以外の府内の市町村に転居した場合には、あらかじめ大阪府に宣誓の手続きを行わなければならない。宣誓者の負担軽減を図るため、大阪府が府内全体を一歩化して制度運用すべき。

A 知事 この制度については、自治体に身近な市町村で実施されることを望ましいと考えており、府としては引き続き、制度が導入されていない市町村にお住まいの方を対象として、希望するすべての市民が利用できるような取り組みを進めています。

Q うらべ議員 例えば、情報共有のしくみの構築ができれば、一歩化と同様の効果が期待できるということですが、宣誓者の負担軽減が図れるが、知事の理解は、

A 知事 情報共有のしくみについては進めていくという方向性で進めています。同じ方向を向いている市町村とは情報共有を進めていくべきだと思います。

パートナーシップ宣誓証明制度による公営住宅の入居について

Q うらべ議員 府営住宅は証明制度の創設前から宣誓証明による入居が認められてきたが、市営住宅は全ての市町で証明制度による入居が認められているわけではない。府営住宅から希望して市営住宅に入った場合も全ての市町で府営住宅からの入居が認められるよう取り組みを進めたい。

A 住宅まちづくり部長 市営住宅がある37市町のうち、本制度により37市町で入居申請が可能であり、本制度ができる前に府営住宅を移居している大阪市を除き、移居を順次進めている3市で申請が可能。移居する市町も進めて全ての市町で府営住宅からの入居申請が可能となるよう、働きかけてまいります。

パートナーシップ宣誓証明制度の民間賃貸住宅に対する取り組み

Q うらべ議員 民間賃貸住宅では不動産会社や大家の側に情報がないために入居を断られるケースがあり、民間への働きかけが必要。今後、民間事業者とどのような取り組みを進めていくのか。

A 住宅まちづくり部長 不動産事業者、賃貸住宅オーナー等への意識啓発を進めるとともに、賃貸支援基金の活用拡大など、性的マイノリティの方々に優しい住宅確保取組の推進の取組を進めてまいります。

彩都(国際文化公園都市)開発の評価と今後

これまで実施してきたまちづくりを確認し、今後の方向性について

Q うらべ議員 茨木市と箕面市にまたがる「彩都」の東部地区では、無電化が主体のまちづくりが進められ、中央東地区や山崎線エリア地区では中部地区と同様に駅を中心とした開発が進んできている。素晴らしい成果であるが、一方で彩都「国際文化公園都市」の理念を考えると交通分野にやや偏った開発が進んでいるように感じる。これまで進めてきた彩都に対する評価と今後の土地利用の方向性についてどのように考えているのか。

A 住宅まちづくり部長 彩都法律としては、様々な都市機能が融合したまちづくりが進んでいるものと考えている。土地利用の方向性については時代の進化への柔軟な対応が必要と考え、令和3年には箕面駅周辺の整備に加え、線路や環境への配慮施策・景観整備導入など、東部地区の新たな土地利用方針を定め、今後のまちづくりはこの方針に沿って進めていきます。

茨木寝屋川線の整備

都市計画道路茨木寝屋川線の整備手区間の今後の進め方を問う

Q うらべ議員 地方-茨木市では府道大船中央線(国道171号)などの幹線道路の交通量が激増しており、市中心部では恒久的に渋滞が発生。渋滞緩和にはバイパスとなる都市計画道路茨木寝屋川線の未通手区間の整備が必要だが「大阪府都市整備中期計画」(19年度策定)において「都市計画変更や政策的な着手区間設定について関係機関と合意形成」の条件付きで、事業着手に同意が示され、大変嬉しい。地元も期待しているが、当該区間は多くの家が点在する地域を通過し、緊急避難道と交通などの課題があり、地元民や工事が影響を及ぼすと思われる。今後の進め方は、

A 都市整備部長

今年度より阪急伊藤橋との交差点形式等、道路構造の改良及び道路幅員を拡充し、茨木駅周辺の交通量増大や周辺道路への交通影響について分析。事業は一部区間を先行的に実施するといった段階的な整備の検討を進めていく予定で、地元市や大阪府警との関係機関とも協議し、事業着手に向けて取り組んでいます。

コロナ禍における少子化対策

感染拡大による少子化への影響や現状、アフターコロナを見据えた少子化対策は

Q うらべ議員 コロナ禍で少子化が加速するとも言われているが、現状はどうか。感染拡大による少子化への影響をどう見ているのか。また、府はコロナ対策としてこれまで多額の予算投じてきたが、アフターコロナを見据えた少子化対策をどのように考えているのか。

A 福祉部長 令和3年1月から8月の府内の出生数は29,430人(厚生労働省発表)で、前年同期比で5.6%減。コロナ収束を期し、各地域や関係団体等とも連携し、出生の増加の確保、安心して妊娠・出産できる環境づくり、子育て支援の充実による子育て負担の軽減を進めています。



新型コロナウイルス感染症対策

営業時間短縮協力金の再申請

受付期間内に申請できなかった事業者へ再申請の救済を!

Q 原田議員 先づいた時には受付期間が終了で、協力金を受け取れなかったという声がある。ネット環境が悪いなどの情報漏洩が取り扱われてしまう懸念もあり、意図せず申請期間を過ぎてしまった方への救済も必要だ。府経団連に依拠している飲食店経営者が救済されていない現状を受け、再申請期間を設けるべきと考えます。

A 商工労働部長 府では他府県並に概ね1ヶ月の受付期間の中、6週間(42日間)を受付期間とし、休業期間中に申請した方が申請分を速やかに審査・支給できるよう取り組んでおり、今後、事業者の方が申請機会を逃すことのないよう休業期間の通知に留意し、迅速かつ柔軟な協力金の支給に努めます。

途中で開店した店舗に対する 営業時間短縮協力金の支給

Q 原田議員 第1期は営業時間短縮等要請の期間中に開店した店舗に協力金が支給されず、第2期以降は要請期間の途中で開店した店舗にも協力金が支払われ、この不公平を修正し、第1期の開店店舗に対しても協力金を支払うこととし、再申請を認めるべきだ。

A 商工労働部長 要請期間の途中で開店した店舗に対する協力金支給については、第2期協力金において制度化したものであり、第1期にさかのぼり適用することは想定していません。



府 政

災害時の関かすの踏切対策

災害時における踏切道の
長時間遮断対策への取り組み

Q 原田議員 3年前の大東北部地震では列車の駅間停止等により踏切道が遮断され、救急活動等への支障が発生した。この課題を受け、改正踏切道改良促進法(本年4月施行)では、国土交通大臣指定の「災害時の管理の方法を定めるべき踏切道」について、道路管理者・鉄道事業者が災害時に踏切道を開放する手帳や連絡体制等もあるかにも決定するよう義務付ける制度の創設で、第一歩として全国で151箇所が指定された。府域の取り組み状況はどうか。

A 都市整備部長 本年3月に道路管理者などの関係機関の間で、府域の緊急輸送道路等にかかる踏切道80箇所のうち47箇所を「優先的に開放する踏切道」とすることで合意。15箇所が改正踏切道改良促進法に基づく「災害時の管理の方法を定めるべき踏切道」として国土交通大臣に指定され、緊急、具体的な管理方法の策定に向け、道路管理者と鉄道事業者で検討し、国の追加指定の動きを注視しています。

ヤングケアラーの早期発見、 早期対応

府内のヤングケアラーの実態把握

Q 原田議員 ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であることなどから顕微鏡化しにくいという課題がある。府内の実態把握等の状況はどうか。また、新たに把握されたヤングケアラーに対し、スクールソーシャルワーカー配置の拡充等、支援につなげる取り組みを進めていくべきと考えますがどうか。

A 教育長 ヤングケアラーの生活実態等を把握するため、現在、府立高校で全ての生徒にアンケート調査を実施(11月に結果)。小中学校でも各学校が児童・生徒に定期的に行っているアンケートにヤングケアラーの観点を取り入れて実施。各市町村が状況を把握し、府も確認しているところです。結果等も随時進捗しつつ、スクールソーシャルワーカーの充実も含め、効果的な対応を関係機関と連携し検討していきます。

ヤングケアラー支援

福祉関係も含め、具体的な支援が重要

Q 原田議員 学校における支援だけでなく、福祉関係を含め、あちこちからの支援が必要だ。今後どのように取り組みを進めていくのか。また、「ヤングケアラー支援条例」を制定した上で包括的な体制を整備すべきではないか。

A 福祉部長 現在、庁内横断的な検討体制を整備し、ヤングケアラーの課題解決に向けた議論を行っており、今後とも市町村や関係機関とも連携しながら支援を進めます。条例の制定については、国の支援の動向や他自治体での制定状況などを注視し、必要性等を研究していきます。

求めるデジタル人材

Q 厚田議員

も月定例会に府のデジタル化の課題について質問した際、「府庁全体の整合性が課題であり、デジタル人材不足などがある」との回答だったが、どんな人材が必要か。

A スマートシティ戦略本部長

理想的にはデジタルに関する高い専門知識を持ちつつ、問題解決に長け、府庁市町村の各種システムのDXプロジェクトを主体的に推進できるプロジェクトマネージャー的な役割を担える人材です。



デジタル人材の確保・ 職員のICTリテラシーの向上

Q 厚田議員

外部からのデジタル人材の確保と併せて、府庁全体のデジタルスキルの強化に向け、各部署の職員のICTリテラシーの向上の取り組みを進めていくべき。

A スマートシティ戦略本部長

今後、民間からの専門人材を積極的に雇用し即戦力としての活用が必要であり、職員のICTリテラシーの向上に向けては、他の都道府県では職員研修にデジタルスキルの向上のための研修が実施されており、府においてもこれらを参考に向上に向けた課題の検討を進めてまいります。

府営公園における 都市型スポーツの利用

Q 原田議員 府営公園は府民が手軽に様々なスポーツを利用できる公園であることから、今回、東京オリンピックも話題が盛り上がりつつあるスケートボードなどの都市型スポーツの場を積極的に提供していくべきと考えますが、今後の取り組みは。

A 都市整備部長 都市型スポーツについては利用者の増加に伴ってトラブルの発生などもあり、関係団体等との協議を行い、利用可能なエリアの設定や安全面のルールづくりなど、そのニーズに対応してきました。都市型スポーツをはじめ、様々なスポーツが楽しめる府営公園の環境の整備を検討します。

